

旅館業法第7条の2第1項の規定による構造設備の措置命令に関する要綱

令和2年12月23日制定

令和5年12月18日改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、旅館業法（以下「法」という。）第7条の2第1項に定める旅館業施設の構造設備に係る措置命令（以下「構造設備命令」という。）の
手続及び行政手続法（以下「行手法」という。）第12条第1項に規定する処分
基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、法及び京都市旅館業法の施行及び
旅館業の適正な運営を確保するための措置に関する条例（以下「条例」という。）
において使用する用語の例による。

(処分基準)

第3条 構造設備命令の処分基準については、別表左欄に掲げる構造設備に関
し、右欄の根拠法令等の基準によるものとする。

2 別表に該当しない構造設備の基準違反の疑いが生じたときは、その都度、関
係法令の定めに加え、京都市旅館業法の施行に関する要綱に定める基準によ
り、判断するものとする。

3 旅館業法施行令第2条及び条例第12条の規定に基づく構造設備の基準の
特例を適用する旅館業施設として法第3条第1項の許可を受けた施設につい
ては、その特例を適用された構造設備に限り、第1項の規定は適用しない。

(事前手続)

第4条 旅館業施設の構造設備について、法に定める構造設備の基準に適合し
ない疑いが生じたときは、遅滞なく法第7条第1項に規定する報告徴収若し
しくは立入検査又はその両方（以下「立入検査等」という。）を実施し、違反事
実を把握するものとする。

2 前項の立入検査等において、環境衛生監視員が把握した事項について必要
と認めるときは、営業者その他の関係者に対し、当該事項について確認を求め
るものとする。ただし、相手方が確認を拒絶したときは、この限りでないもの
とし、その旨を記録するものとする。

- 3 第1項に規定する立入検査等により、当該旅館業施設の構造設備について、法に定める構造設備の基準に適合しなくなつたと認めるときは、速やかに書面により、環境衛生監視員から是正の指導を行うものとする。

(構造設備に係る改善命令)

第5条 前条第3項の指導にもかかわらず、旅館業施設の構造設備をその基準に適合させるために必要な措置（以下「是正措置」という。）がとられないときは、当該旅館業施設の営業者に対し、相当の期間を定めて、法第7条の2第1項の規定に基づき是正措置をとるべきことを命ずる手続に移行するものとする。

- 2 前項の処分は、時機を失することなく、厳正かつ的確に行わなければならない。
- 3 構造設備命令において、法第7条の2第1項に規定する相当の期間は、おおむね30日以内を目安として、是正措置に通常必要と認められる期間とする。
- 4 構造設備命令の相手方に求める措置内容は、当該旅館業施設ごとに違反の性質及び施設の現状に応じて、構造設備の復元、宿泊定員数の減少その他必要な措置を命じるものとする。

(構造設備命令の告知及び弁明の機会の付与)

第6条 構造設備命令をするときは、行手法第29条及び同法第30条の規定により、当該処分を受ける者に対し、あらかじめその旨を告知するとともに、弁明の機会を付与するものとする。

- 2 前項に規定する告知については、様式1の構造設備に係る措置命令処分告知書を用い、弁明については、様式2の弁明書を用いるものとする。
- 3 構造設備命令の告知をするときは、様式3の違反調書を作成するものとする。

(命令の通知及び公表)

第7条 構造設備命令は、当該処分を受ける者に対し、様式4の構造設備に係る措置命令処分通知書により通知するものとする。

- 2 前項の通知後条例第23条の規定により当該処分に係る公表を行うことができる。
- 3 構造設備命令の告知を受けた者が、前条第1項の弁明において、当該構造設備命令の予定日前に当該処分の内容を履行する旨の誓約をしたときは、構造設備命令を行わないことができるものとする。ただし、過去に同一事項の構造設備命令の告知を受け、既に誓約書を提出したにもかかわらず、その誓約事項

を履行していない場合は、この限りでない。

(営業停止命令等)

第8条 構造設備命令を受けた者が、定められた期間内にその命令による措置をとらなかったときは、法第8条の規定により法第3条第1項の許可を取り消し又は1年以内の期間を定めて旅館業の全部若しくは一部の停止を命ずる手続に移行するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、法に定める構造設備の基準違反に加え、他に法違反が認められるなどの特段の事情のある旅館業施設については、直ちに法第8条の規定による営業停止命令等を行うことを妨げない。

(告発)

第9条 次に掲げる事項に該当する者に対しては、刑事訴訟法第239条第2項の規定による告発を検討するものとする。

(1) 正当な理由なしに法第7条第1項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項に規定する検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(2) 法第7条の2第1項に規定する構造設備命令に違反した者

(補則)

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、保健福祉局医療衛生推進室長が定める。

附 則 (令和2年12月23日決定)

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則 (令和5年12月18日決定)

この要綱は、決定の日から施行する。

別表

番号	構造設備	根拠法令等
----	------	-------

【旅館・ホテル営業】

1	客室の床面積	<p>○旅館業法施行令（以下「令」という。）第1条第1項第1号 1 客室の床面積は，7平方メートル（寝台を置く客室にあつては，9平方メートル）以上であること。</p> <p>○床面積の算定は，京都市旅館業法の施行に関する要綱（以下「要綱」という。）第7条第8号によるものとする。</p>
2	玄関帳場の構造設備	<p>○令第1条第1項第2号 宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他当該者の確認を適切に行うための設備として厚生労働省令で定める基準に適合するものを有すること。</p> <p>○旅館業法施行規則（以下「国規則」という。）第4条の3 旅館業法施行令（昭和32年政令第152号。以下「令」という。）第1条第1項第2号の基準は，次の各号のいずれにも該当することとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応を可能とする設備を備えていること。 2 宿泊者名簿の正確な記載，宿泊者との間の客室の鍵の適切な受渡し及び宿泊者以外の出入りの状況の確認を可能とする設備を備えていること。 <p>○京都市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営を確保するための措置に関する条例（以下「条例」という。）第8条第2号 玄関帳場を設けるときは，当該玄関帳場が次に掲げる基準に適合すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> ア 施設の規模に応じた広さを有すること。 イ 客室を利用しようとする者が必ず通過し，かつ，その出入りを容易に視認することができる場所（施設の内部に限る。）に設けること。 ウ 営業者又は営業者の使用人その他の従業者（以下「使用人等」という。）が駐在し，法第6条第1項に規定する宿泊者名簿の記載その他の事務を行うために適したものであること。 エ その他別に定める基準に適合すること。 <p>○京都市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営を確保するための措置に関する規則（以下「市規則」という。）第5条 条例第8条第2号エ（条例第9条第2項において準用する場合を含む。）に規定する別に定める基準は，次に掲げると</p>

番号	構造設備	根拠法令等
		<p>おりとする。</p> <p>(1) 受付台を設けること。</p> <p>(2) 受付台の上面から天井までの高さは、適切な高さとする。</p> <p>2 旅館業法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 84 号）による改正前の法第 2 条第 3 項に規定する旅館営業に準じる営業として市長が認めるものを営む施設において、玄関帳場が、営業者又は営業者の使用人その他の従業者が常時待機し、来客の都度玄関に出て来客の応接を行う構造の部屋であるときは、当該玄関帳場については、前項の規定は、適用しない。</p> <p>○具体的な玄関帳場の構造設備の基準は、要綱第 7 条第 2 号に規定する基準によるものとする。</p>
3	玄関帳場代替設備の構造設備	<p>○令第 1 条第 1 項第 2 号 宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他当該者の確認を適切に行うための設備として厚生労働省令で定める基準に適合するものを有すること。</p> <p>○国規則第 4 条の 3 旅館業法施行令（昭和 32 年政令第 152 号。以下「令」という。）第 1 条第 1 項第 2 号の基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。</p> <p>1 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応を可能とする設備を備えていること。</p> <p>2 宿泊者名簿の正確な記載、宿泊者との間の客室の鍵の適切な受渡し及び宿泊者以外の出入りの状況の確認を可能とする設備を備えていること。</p> <p>○条例第 8 条第 3 号 令第 1 条第 1 項第 2 号に規定する宿泊しようとする者の確認を適切に行うための設備として厚生労働省令で定める基準に適合するもの（以下「玄関帳場代替設備」という。）を設けるときは、当該玄関帳場代替設備が前号イに掲げる基準に適合すること。</p> <p>（条例第 8 条第 2 号イ） イ 客室を利用しようとする者が必ず通過し、かつ、その出入りを容易に視認することができる場所（施設の内部に限る。）に設けること。</p> <p>○条例第 8 条第 4 号 玄関帳場代替設備を設けるときは、施設の内部に旅館業法施行規則（以下「規則」という。）第 4 条の 3 第 2 号に規定する設備を有する部屋を設けること。</p>

番号	構造設備	根拠法令等
		○具体的な玄関帳場代替設備及び部屋の基準は、要綱第7条第3号及び第4号に規定する基準によるものとする。
4	ロビー面積	○条例第8条第1号 宿泊者その他施設を利用しようとする者が自由に出入りすることができる玄関及びロビーを設けること。この場合において、ロビーは、施設の規模に応じた広さを有するものでなければならない。 ○具体的な構造設備及び必要規模は、要綱第7条第1号に規定する基準によるものとする。
5	旅館業法（以下「法」という。）第3条第3項に掲げる施設から当該施設の内部を見通すことを遮る設備	○令第1条第1項第7号 その設置場所が法第3条第3項各号に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲おおむね100メートルの区域内にある場合には、当該施設から客室又は客の接待をして客に遊興若しくは飲食をさせるホール若しくは客に射幸心をそそるおそれがある遊技をさせるホールその他の設備の内部を見通すことを遮ることができる設備を有すること。
6	住戸との混在	○条例第8条第10号 玄関、客室その他の旅館・ホテル営業の用途に供する施設（以下この号において「旅館・ホテル営業施設」という。）が存する建築物に住戸が存するときは、当該旅館・ホテル営業施設が当該住戸と明確に区画され、かつ、当該建築物の廊下、階段、出入口その他の避難施設に宿泊者と当該住戸の居住者の共用に供する部分が存しない構造とすること。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。 ○具体的な構造設備の基準は、要綱第7条第14号に規定する基準によるものとする。

【簡易宿所営業】

7	客室の延床面積	○令第1条第2項第1号 客室の延床面積は、33平方メートル（法第3条第1項の許可の申請に当たって宿泊者の数を10人未満とする場合には、3.3平方メートルに当該宿泊者の数を乗じて得た面積）以上であること。 ○床面積の算定は、要綱第7条第8号（要綱第8条第2項により準用）によるものとする。
8	階層式寝台の構造設備	○令第1条第2項第2号 階層式寝台を有する場合には、上段と下段の間隔は、おおむね1メートル以上であること。 ○具体的な構造設備の基準は、要綱第8条第1項第1号の規定によるものとする。
9	2名以上を収容する客	○法第2条第3項

番号	構造設備	根拠法令等
	室の数	<p>この法律で「簡易宿所営業」とは、宿泊する場所を多数人で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、下宿営業以外のものをいう。</p> <p>○条例第9条第1項第1号 2人以上を収容する客室の数が、客室の総数の2分の1を超えていること。</p>
10	玄関帳場の設置、構造設備	<p>○条例第9条第1項第2号 宿泊者との面接に適した玄関帳場を設けること。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>○具体的な玄関帳場の構造設備の基準は、要綱第7条第2号（要綱第8条第2項により準用）に規定する基準によるものとする。</p>
11	住戸又は他の営業施設との混在 (下宿営業共通)	<p>○条例第9条第1項第3号及び第11条第2項 玄関、客室その他の簡易宿所営業の用途に供する施設（以下この号において「簡易宿所営業施設」という。）が存する建築物に住戸又は簡易宿所営業以外の営業の用途に供する施設が存するときは、当該簡易宿所営業施設が当該住戸又は簡易宿所営業以外の営業の用途に供する施設と明確に区画され、かつ、当該建築物の廊下、階段、出入口その他の避難施設に宿泊者と当該住戸の居住者の共用に供する部分が存しない構造とすること。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。（下宿営業施設の場合、「簡易宿所営業」とあるのは「下宿営業」と読み替えるものとする。）</p> <p>○具体的な構造設備の基準は、要綱第8条第1項第2号（要綱第10条により準用）に規定する基準によるものとする。</p>
12	施設外玄関帳場を設置する小規模宿泊施設の構造設備	<p>○条例第10条第1項 小規模宿泊施設において簡易宿所営業を営むときは、前条第1項第2号及び同条第2項において準用する第8条第2号の規定にかかわらず、前条第1項第2号に規定する玄関帳場を当該小規模宿泊施設の外部に設けることができる。この場合において、当該小規模宿泊施設及び当該小規模宿泊施設の外部に設ける玄関帳場（以下「施設外玄関帳場」という。）は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p>
13	施設外玄関帳場の構造設備	<p>(1) 当該小規模宿泊施設の出入口は、鍵を掛けることができるものであること。 (2) 当該小規模宿泊施設は、宿泊者が管理者（第18条第7項に規定する体制の責任者をいう。以下同じ。）と連絡を取ることができる電話機その他の機器を有すること。 (3) 当該施設外玄関帳場は、当該小規模宿泊施設への人の出入りの状況を確認することができる設備を有すること。 (4) 当該施設外玄関帳場は、当該小規模宿泊施設におおむね10分以内に到着することができる場所に設けること。</p> <p>○具体的な施設外玄関帳場等の構造設備の基準は、要綱第9条第1項に規定する基準によるものとする。</p>
14	小規模宿泊施設であ	○条例第10条第2項

番号	構造設備	根拠法令等
	り、かつ、京町家である施設の構造設備	前条第1項第2号の規定にかかわらず、小規模宿泊施設であり、かつ、京町家（京都市京町家の保全及び継承に関する条例第2条第1号に規定する京町家をいう。）である施設（以下この項において「京町家施設」という。）が、次の各号のいずれにも該当するときは、玄関帳場を設けることを要しない。
15	小規模宿泊施設であり、かつ、京町家である施設の使用人等の駐在	<p>(1) 当該京町家施設への人の出入りの状況を確認することができる措置が講じられていること。</p> <p>(2) 当該京町家施設におおむね10分以内に到着することができる場所に使用人等の駐在する場所が設けられていること。</p> <p>○具体的な京町家施設の構造設備の基準は、要綱第9条第2項に規定する基準によるものとする。</p>

【下宿営業】

16	客室数	○条例第11条第1項第1号 客室の数は、3室以上であること。
17	客室の床面積	○条例第11条第1項第2号 客室の床面積は、それぞれ7平方メートル以上であること。 ○床面積の算定は、要綱第7条第8号（要綱第10条により準用）によるものとする。
18	客室の押入れ	○条例第11条第1項第3号 客室には、押入れを設けること。

【各営業種共通】

19	客室、ロビー及び共用の応接室の換気設備	<p>○令第1条第1項第3号、第2項第3号、第3項第1号 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。</p> <p>○条例第8条第5号、第9条第2項、第11条第2項 客室、ロビー及び共用の応接室には、換気設備を設けること。ただし、十分な喚起を確保することができる場合は、この限りではない。</p> <p>○具体的な構造設備の基準は、要綱第7条第5号に規定する基準によるものとする（簡易宿所営業については要綱第8条第2項、下宿営業については要綱第10条により準用）。</p>
20	採光に有効な面積の基準	○令第1条第1項第3号、第2項第3号、第3項第1号 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。

番号	構造設備	根拠法令等
		<p>○条例第8条第6号エ，第9条第2項，第11条第2項 採光のための窓その他の開口部を設け，その採光に有効な部分の面積は，その客室の床面積に対して，8分の1以上とすること。ただし，特別の事情がある場合は，この限りでない。</p> <p>○具体的な構造設備の基準は，要綱第7条第7号に規定する基準によるものとする（簡易宿所営業については要綱第8条第2項，下宿営業については要綱第10条により準用）。</p> <p>○床面積の算定は，要綱第7条第8号によるものとする（簡易宿所営業については要綱第8条第2項，下宿営業については要綱第10条により準用）。</p>
21	排水設備	<p>○令第1条第1項第3号，第2項第3号，第3項第1号 適当な換気，採光，照明，防湿及び排水の設備を有すること。</p>
22	客室と他の客室及び客室以外の施設との区画	<p>○条例第8条第6号ア，第9条第2項，第11条第2項 出入口及び窓を除き，客室と他の客室及び客室以外の施設との境は，壁又は板戸，ふすまその他これらに類するもの（固定されたものに限る。）で区画されたものであること。</p> <p>○具体的な構造設備の基準は，要綱第7条第6号に規定する基準によるものとする（簡易宿所営業については要綱第8条第2項，下宿営業については要綱第10条により準用）。</p>
23	出入口又は窓の施錠	<p>○条例第8条第6号イ，第9条第2項，第11条第2項 出入口及び窓（簡易宿所営業及び下宿営業にあつては「窓」に限る）は，鍵を掛けることができるものであること。</p>
24	客室の目隠し等の設備	<p>○条例第8条第6号ウ，第9条第2項，第11条第2項 客室の外部から内部を見通すことを遮ることができる設備を有すること。</p>
25	入浴施設の規模	<p>○令第1条第1項第4号，第2項第4号，第3項第2号 当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障を来さないと認められる場合を除き，宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の入浴設備を有すること</p> <p>○条例第8条第7号本文前段，第9条第2項，第11条第2項 共用の入浴施設は，宿泊者の需要を満たすことができる規模であるもの（以下略）</p> <p>○具体的な浴槽の規模の算定は，要綱第7条第9号，第10号アからカまで及び第11号に規定する基準によるものとする。この場合において，第10号エに規定する共用入浴施設利用者数の算定については，当該施設に固有の数値が客観的</p>

番号	構造設備	根拠法令等
		に認められるときは、当該数値によることができるものとする（簡易宿所営業については要綱第8条第2項、下宿営業については要綱第10条により準用）。
26	共用浴室等の見通し	<p>○条例第8条第7号本文後段及びア、第9条第2項、第11条第2項次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>ア 浴室、シャワー室及び脱衣室（以下「浴室等」という。）は、男女別に設け、かつ、内部が浴室等の外部から見通すことができないものであること。</p>
27	循環式ろ過装置及び気泡発生装置の基準	<p>○条例第8条第7号本文後段、イ及びウ、第9条第2項、第11条第2項次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>イ 浴槽内の湯水（以下「浴槽湯水」という。）を循環ろ過装置（ろ過器を通して循環させることにより浴槽湯水を浄化させるための装置をいう。以下同じ。）を用いて再利用する場合にあっては、次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>(ア) ろ過器は、浴槽の規模に応じたるろ過能力を有し、かつ、逆洗浄（洗浄水を逆流させる洗浄をいう。）その他適切な方法で洗浄を行うことができる構造であるものとし、かつ、ろ過器の前に集毛器（毛髪、ごみその他の異物がろ過器に流入することを防ぐ装置をいう。）を設けること。</p> <p>(イ) 浴槽湯水の消毒効果が高い箇所に消毒装置を設けること。</p> <p>ウ 浴槽において気泡発生装置その他の微小な水粒（みつぼ）を発生させる装置を設ける場合にあっては、その装置の空気取入口から土ぼこりが入らない構造とすること。</p> <p>○具体的な構造設備・仕様の基準は、要綱第7条第10号キからケまでに規定する基準によるものとする（簡易宿所営業については要綱第8条第2項、下宿営業については要綱第10条により準用）。</p>
28	洗面設備の規模	<p>○令第1条第1項第5号、第2項第5号、第3項第3号 宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。</p> <p>○条例第8条第8号、第9条第2項、第11条第2項 共用の洗面設備は、宿泊者の需要を満たすことができる数の給水栓を設けたものであること。</p> <p>○具体的な洗面設備の規模の基準は、要綱第7条第12号に規定する基準とする（簡易宿所営業については要綱第8条第2項、下宿営業については要綱第10条により準用）。</p>
29	便所数及び配置	<p>○令第1条第1項第6号、第2項第6号、第3項第4号 適当な数の便所を有すること。</p> <p>○条例第8条第9号イ及びウ、第9条第2項、第11条第2項</p>

番号	構造設備	根拠法令等
		<p>便所は、次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>イ 宿泊者の需要を満たすことができる数の大便器を設けること。</p> <p>ウ 便所がない客室があるときは、宿泊者が利用しやすい場所に共用の便所を設けること。</p> <p>○具体的な便所の数及び配置の基準は、要綱第7条第13号に規定する基準とする（簡易宿所営業については第8条第2項、下宿営業については第10条の規定）。</p>
30	便所の仕様・構造	<p>○条例第8条第9号ア，第9条第2項，第11条第2項</p> <p>便所は、次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>ア 流水式手洗い設備（給水栓から供給される流水により手を洗うことができる設備をいう。）を設け，便器の周辺については，不浸透性材料（コンクリート，タイルその他の汚水が浸透しないものをいう。）で造築すること。</p>

(様式1)

第 号
年 月 日

住所 (法人にあつては主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては名称及び代表者名)

京都市長 印

構造設備の措置命令処分告知書

旅館業法第7条の2第1項の規定により、下記のとおり旅館業の施設の構造設備について法令に定める基準に適合させるため、必要な措置を命じる予定であるので行政手続法第30条に基づき、通知します。

この処分について、弁明がある場合には、この文書を受け取った日の翌日から起算して7日以内に別紙様式により弁明書を提出してください。

記

1 予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項

措置する期間は、命令の日から 日以内とする。(旅館業法第7条の2第1項)
(処分対象施設)

許可の年月日及び番号	旅館業施設の所在地	旅館業施設の名称
年 月 日 第 号	京都市 区	

2 不利益処分の原因となる事実及び処分基準の適用関係

名宛人は、1の処分対象施設において、
に適合しないことが、 年 月 日
に実施した旅館業法第7条第1項に規定する立入検査等で確認されたため。

3 弁明書の提出先及び提出期限

(1) 弁明書の提出先

〒

京都市 区

担当

(電話 FAX)

(2) 弁明書の提出期限

本書を受け取った日の翌日から起算して7日以内

(様式2)

弁 明 書

年 月 日

(宛先) 京都市長

住所 (法人にあつては主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては名称及び代表者名)

【この弁明書の対象となる処分】

年 月 日付け 第 号により告知された措置命令処分

【次のいずれかに○を付けてください。】

- 1 私は、措置命令処分を受けることについて、特に弁明はなく、別紙のとおり当該旅館業施設の構造設備をその基準に適合させるための措置を講じます。(施行注意：営業者による必要な措置の実施で変更届出が必要なときは、併せて変更届出を提出することについても誓約させること。)
- 2 私は、措置命令処分を受けることについて、特に弁明はありません。
- 3 私は、措置命令処分を受けることについて、次のとおり弁明します。

【以下に弁明を詳述してください。必要により資料等を添付してください。】

※ 弁明がされず、又は弁明に理由がないため措置命令処分を行ったときは、京都市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営を確保するための措置に関する条例第23条の規定により、処分事実について所定の事項を公表します。

(別紙)

誓約書

私は、措置命令処分の告知を受けた次の旅館業施設について、直ちに下記の事項を実施することを誓約いたします。

許可の年月日及び番号	旅館業施設の所在地	旅館業施設の名称
年 月 日 第 号	京都市 区	

年 月 日

住所（法人にあつては主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては名称及び代表者名。記名押印又は署名）

記

誓約する事項

私は、この命令の期限内に、又は当該旅館業施設の当初許可どおりの設備に復するか、のいずれかの措置を講じるとともに、その措置の状況を報告することを誓約します。

【講じた措置については、措置を講じた日から10日以内に旅館業法施行規則第4条に規定する変更届出を行うことを併せて誓約します。（施行注意：届出が必要なときに追記すること。）】

(注) この誓約書が提出され、誓約事項が実施されたときは、構造設備の措置命令は行われず、したがって京都市による事業者名を含めた行政処分事実の公表も行われません。

(様式3)

違 反 調 書

- 1 営業者の氏名及び住所
 - (1) 住所（法人にあつては主たる事務所の所在地）
 - (2) 氏名（法人にあつては名称及び代表者名）

- 2 構造設備の措置命令の対象となる旅館業施設
 - (1) 所在地
 - (2) 名称等
 - (3) 営業の種別
 - (4) 許可の年月日及び番号
年 月 日 第 号

- 3 報告徴収、立入検査及び指導履歴

- 4 構造設備の状況等（違反類型の項番号）

- 5 命令告知後の状況
 - (1) 弁明の内容
 - (2) 命令処分通知書の送付日
 - (3) 措置命令の遵守状況

- 6 その他特記事項

【本調書には、相手方から徴収した報告及び立入検査調書等関係資料の写しを添付すること。】

(様式4)

京都市達 第 号

構造設備の措置命令処分通知書

被処分者

住所（法人にあつては主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては名称及び代表者名）

上記の者に対し、旅館業法第7条の2第1項の規定により、次の旅館業の施設の構造設備について、法令に定める基準に適合させるため、下記の措置を命ずる。

許可の年月日及び番号	旅館業施設の所在地	旅館業施設の名称
年 月 日 第 号	京都市 区	

記

(必要な措置)

、又は当該旅館業施設の当初許可どおりの設備に復すること。
措置する期間は、命令の日から 日以内とする。

以上

上記のとおり通知する。

年 月 日

京都市長 印

この措置命令は、京都市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営を確保するための措置に関する条例第23条の規定により同条に規定する事項を公表します。

【処分の原因となる事実及び処分基準の適用関係並びに教示事項は、裏面のとおり】

(処分の原因となる事実及び処分基準の適用関係)

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に京都市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として提起することができます。

ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。